

○総務省令第二十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第九条 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる場合は、第七条から前条までに規定する期間に満たない期間を免許等の有効期間とすることができる。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 周波数割当計画（法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。）又は基幹放送用周波数使用計画（法第七条第二項第二号に規定する基幹放送用周波数使用計画をいう。）により周波数を割り当てることが可能で期間が第七条から前条までに規定する期間に満たないとき。</p> <p>三 法第二十七条の二十に規定する既設電気通信業務用基地局又は当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局の再免許を与えるとき。</p> <p>四 「略」</p> <p>（開設指針の制定の申出手続）</p> <p>第二十一条の二 「略」</p> <p>「2～5 略」</p> <p>6 法第二十七条の十三第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一～四 略」</p> <p>五 電波の特性その他の事項を勘案して申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み</p> <p>六 申出周波数に係る認定計画がその認定を受けた日から法第二十七条の十三第一項の規定による申出があつた日までの期間</p> <p>七 「略」</p> <p>「7～10 略」</p>	<p>第九条 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 周波数割当計画（法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。）若しくは基幹放送用周波数使用計画（法第七条第二項第二号に規定する基幹放送用周波数使用計画をいう。）又は開設指針（法第二十七条の十二第一項に規定する開設指針をいう。以下同じ。）により周波数を割り当てることが可能で期間が第七条から前条までに規定する期間に満たないとき。</p> <p>「新設」</p> <p>三 「同上」</p> <p>（開設指針の制定の申出手続）</p> <p>第二十一条の二 「同上」</p> <p>「2～5 同上」</p> <p>6 「同上」</p> <p>「一～四 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>五 「同上」</p> <p>「7～10 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(添付書類等)</p> <p>第十六条の二 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 使用周波数の移行計画（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）第五条第一項第一号又は規定する使用周波数の移行計画をいう。第二十条の九第一項第六号において同じ。）の進捗状況（法第二十七条の二十に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に限る。）</p> <p>八 略</p> <p>九 略</p> <p>十 略</p> <p>「二〇六 略」</p> <p>(添付書類)</p> <p>第二十条の九 前条の申請書には、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 使用周波数の移行計画の進捗状況（法第二十七条の二十に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に限る。）</p> <p>七 略</p> <p>八 略</p> <p>「二〇三 略」</p> <p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、氣象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>略</p> <p>「1枚目～3枚目 略」</p> <p>「注1～4 略」</p> <p>5 4の欄は、次によること。</p> <p>「(1)～(5) 略」</p> <p>⑥ 法第27条の20に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局にあつては、使用周波数の移行計画（利用状況調査（法第26条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。）時に報告したものをいう</p>	<p>(添付書類等)</p> <p>第十六条の二 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>七 「同上」</p> <p>八 「同上」</p> <p>九 「同上」</p> <p>「二〇六 同上」</p> <p>(添付書類)</p> <p>第二十条の九 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>六 「同上」</p> <p>七 「同上」</p> <p>「二〇三 同上」</p> <p>別表第二号第2 「同左」</p> <p>「同左」</p> <p>「1枚目～3枚目 同左」</p> <p>「注1～4 同左」</p> <p>5 「同左」</p> <p>「(1)～(5) 同左」</p> <p>「新設」</p>
---	---

<p>。)の進捗状況(以下単に「進捗状況」という。)を記載すること。ただし、2以上のこれらの無線局を一体として一の使用周波数の移行計画による移行を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外のものについては、その旨を記載して、進捗状況の記載を省略することができる。</p> <p>[6～24 略]</p> <p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>[1 枚目～5 枚目 略]</p> <p>[注1～9 略]</p> <p>10 9の欄は、次によること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略]</p> <p>〔2〕 法第27条の20に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局にあつては、使用周波数の移行計画(利用状況調査(法第26条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。)時に報告したものをいう。)の進捗状況(以下単に「進捗状況」という。)を記載すること。ただし、2以上のこれらの無線局を一体として一の使用周波数の移行計画による移行を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外のものについては、その旨を記載して、進捗状況の記載を省略することができる。</p> <p>[11～29 略]</p>	<p>[6～24 同左]</p> <p>別表第二号の四 [同左]</p> <p>[1 枚目～5 枚目 同左]</p> <p>[注1～9 同左]</p> <p>10 [同左]</p> <p>〔1〕・〔2〕 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[11～29 同左]</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。